

○令和3年6月定例会 和歌山県議会定例会会議録

(令和3年6月16日)

【中本 浩精 議員（自由民主党県議団） 質問】

IR については、滞在型観光の核として、本県の観光振興、雇用の増加に貢献し、地域経済活性化の起爆剤となり得、ひいては人口減少の抑制も大いに期待できるものと捉え、また、新型コロナウイルス感染症終息後の県経済回復のエンジンとなるものであることから、我が自民党は以前より、その誘致を全面的に支援しているところです。

そうした中、先日、優先権者候補の選定について発表がありました。当局の御努力により、他の誘致自治体に先駆けて日本で最初の事業者選定に至り、いち早く事業者と共同して区域整備計画の作成に取りかけられることについては、大変頼もしく感じている次第です。

しかし一方で、1月15日の提案書提出後、6月2日の選定まで5か月近くかかった理由や、提案書の評価点が高かったサンシティの突然の辞退など、県民の皆さんには見えにくいところもあり、これまで全面的に支援してきた我が自民党としては、そのあたりについて、やはり詳しくお聞きしたいところです。

また、サンシティは、新型コロナの影響と日本のIR制度の不透明さを撤退の理由に挙げられていましたが、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州によるクラウン社にまつわる調査報告書に記載されたサンシティに関する問題が影響しているのかという疑問や、また、クリアベストの提案内容については大丈夫なのかという懸念もあるところです。

そこで、選定公表の際には当局から丁寧な説明がありましたが、改めて、選定の方法や選定まで5か月近くかかった理由、サンシティ撤退の経緯、また、最終的にクリアベストを選定した経緯について、田嶋IR担当理事にお尋ねいたします。

【理事答弁】

事業者選定に係る一連の経緯についての御質問のうち、まず、選定の方法についてですが、本県では、提案審査書類の評価結果及び予備調査——背面調査でございますが——の結果を踏まえ、事業者選定を行いました。

提案審査書類の評価につきましては、日本を代表する各分野の専門家により構成された事業者選定委員会において、公平かつ公正に審査し、採点をいただいたところです。また、予備調査、背面調査につきましては、カジノ免許の基準を踏まえ、事業者の適格性について問題がないか、県としてできる範囲で確認を行ってまいりました。この両方の結果を踏まえて事業者を選定することになりますが、議員御質問の選定まで5か月近くかかった理由につきましては、予備調査に時間を要したことが主因でございます。

県では、1月15日にクリアベスト、サンシティの2者から提案審査書類の提出を受け、以降、計3回にわたり選定委員会を開催して審査をしていただき、4月30日には、選定委員会から提案審査の結果として、両者ともに審査基準を満たしているとした上で、サンシティ、クリアベストの順に評価点が高い旨の報告を受けました。

しかしながら、一方で予備調査につきましては、提案審査の結果を受け取った4月30日以降も2者に対する確認作業を丁寧に進め、結果、最終の取りまとめが5月下旬となったことから、優先権者候補の発表までに時間を要した次第です。

次に、サンシティ撤退の経緯についてですが、議員御発言のとおり、オーストラリアのニューサウスウェールズ州政府がクラウン社に対して行った新設カジノへのライセンス付与の適格性に関する調査の結果報告書に、サンシティ

の適格性について確認を要する事案が記載されたことから、予備調査として、サンシティに記載内容の事実確認を行っていたことは間違いありません。

ただ、サンシティから5月12日付で提出された辞退届に記載された理由は、新型コロナウイルス感染症拡大等の様々な要因により、世界経済の先行きが不透明であることや世界中の企業にとっての不確実性が長く続くおそれがあること、日本のIR区域認定手続は、区域認定までの間に長時間を要することやまだに多くの事項が不透明であること等、事業者としてリスクを感じていることとなっており、オーストラリアの問題には触れられておりません。

最後に、クリアベスト選定の経緯ですが、これにつきましては、サンシティが5月12日付で公募を辞退されたことから、残るクリアベストについて、所定の手順にのっとり、提案審査書類の評価及び予備調査の結果を踏まえて選定し、6月2日に優先権者候補として発表した次第です。選定委員会での評価点ではサンシティが上回っていましたが、クリアベストの提案についても審査基準を満たしており、十分に評価できる内容となっていたこと、また、予備調査において適格性に問題がないと確認できたことから選定に至りました。

【中本 浩精 議員 質問】

今後、IR誘致競争を勝ち抜き、全国で3か所が上限とされているうちの一つに選ばれるためには、何より地元和歌山が一体となって誘致に向けた取組を進めていくことが重要と考えます。

その上で、事業者として選定したクリアベストに今後どのようなことを求めていくのか、誘致実現に向けた意気込みとともに、併せて知事にお尋ねいたします。

【知事答弁】

IRの導入は、地域の活性化に有効な方策でありまして、雇用創出や経済成長、人口減少抑制などの効果について大いに期待できることから、またないチャンスと捉え、これまで全力で取り組んでまいりました。

このたび、全国で初めて事業者選定を進めたわけですが、今後は、選んだクリアベストと共同して本格的に区域整備計画を作成するステージに入ることになりまして、一層奮励努力しなきゃならないと考えております。議員御指摘のとおり、その際には、県やクリアベストに加えて、地元経済界が一体となり、議会の御理解をいただいた上で取組を進めていくことが重要であります。そのために、クリアベストに対しては、地元調達や地元雇用の創出等により地域経済の発展に寄与するため、事業実施体制の強化に当たっては、県内事業者が広く参画できるよう、オール和歌山の体制づくりを求めていく所存であります。

一方で、幾ら県経済の発展に資するからといって、社会的リスクをないがしろにはいけないわけですので、県民の皆様が不安に感じられるカジノ施設に起因するギャンブル依存症や破産リスクについては、徹底的に排除するのは当然でございます。

県といたしましては、IR整備法で定めている世界最高水準の重層的で多段階的な規制に加え——これはかなりきついもんでございまして、見たこともないようなものでございますけれども、それに加えて、さらに、IRカードの導入や依存症対策専門員の配置といった県独自の取組をクリアベストに求めておりまして、これを実現すれば、懸念していることはなくなるはずだというふうに思っている所存でございます。

ところが、そういう法律や県の工夫などには目と耳を塞いで、カジノができれば地元の人々がどんどんギャンブル依存症になるぞと信じ込む、また、そう言われたらそうかなあというふうに思う、そういう人がいらっしやったり、そもそも賭け事はみんな嫌い、したがって絶対反対という方もいて、これは困ったもんだなあというふうに思っております。

そういう人には、どうしたら法や和歌山の制度の下で地元の人々がギャンブル依存症に本当になり得るのか、そ

ういうシミュレーションをしてから言ってほしいというふうに私は思いますし、県民の総所得が 10%弱ぐらいですけども成長し、雇用が増えるというせっかくの機会なのに、それを放棄あるいは潰そうとしているという自覚と見識を持ってほしいなあと、チャンスを逃したら和歌山が寂しくなるのになあというふうに私は思って困っております。

今後は、区域認定の上限数である国全体で 3 か所の一つに選ばれるよう、クリアベストの提案内容をさらにブラッシュアップするとともに、事業実施体制を強化した上で、地域振興に寄与し、国の観光立国政策に貢献する優れた区域整備計画の作成に全力を挙げる所存であります。その上で、国の認定を受けて、日本で最初の IR の開業を目指す所存でございます。

議員御指摘のように、何事も和歌山は一体となってやらないといけないということでございますので、議会の皆様をはじめ県民の皆様にも、その都度、いろいろ説明をして御理解を深めながらやっていきたいと考えております。

(令和3年6月21日)

【奥村 規子 議員（日本共産党県議団） 質問】

初めに、仁坂知事は、6月定例会招集に当たって、IRに関して次のように説明をいたしました。「6月2日に事業者公募における優先権者候補として、クリアベストニームベンチャーズ株式会社及びクリアベストグループインコーポレーテッドのコンソーシアムを選定し、公表しました。現在、和歌山市及び県公安委員会への法定協議を行っており、終了後に優先権者として正式に決定する予定です。今後は、選定した事業者と共に、区域整備計画の作成に全力を挙げて取り組む」という積極的な姿勢を示されました。

前日の6月1日には、「カジノ誘致 今こそ断念 6・1 県庁一周 県民大宣伝」が行われました。多くの住民の方々が、新型コロナの危機から県民の命と暮らし、営業を守る緊急対策が必要なとき、カジノ誘致に躍起になっている場合ではないと、「カジノはいらん！」のポスターを貼ったプラカードを持ってスタンディング行動に参加をされていました。知事は、県民の皆さんの根強い反対の声がありながら、観光や地域振興にとってまたとないチャンスだということで、具体的にカジノ誘致を進めています。

県のIR基本構想では、納付金の使途について、観光の振興、地域経済の振興、社会福祉の増進、文化芸術の振興に関する施策等の経費に充てること、また、入場料についても、地域経済の振興、社会福祉の増進及び教育の振興に関する施策等の経費に充てると記されています。

全ての地方自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な財源を保障し、調整する制度として、地方交付税制度があります。本来、地方財源を保障するには、地方交付税率の引上げにより、社会保障や新型コロナをはじめ頻発する災害への対応など、財政需要が増すばかりの地方自治体の実情に見合うように一般財源の総額を拡充する、そういったことを国に求めることがまず重要であると考えます。

これまでも繰り返し主張してまいりましたが、カジノは大規模なギャンブルであり、何ら生産するわけでもなく、そのもつは利用客からお金を集めたものです。ギャンブルに頼ることなく、安全・安心のまちづくりを進めていただきたいという立場から、今回の優先権者候補の選定に関わり、7点にわたって質問をいたします。

一つ目は、サンシティの辞退についてでございます。

県IR設置運営事業の事業者選定委員会の審査講評——2021年4月30日付の総評の中に、「オーストラリアでのカジノ営業に関し、Suncity Group Holdings Limitedを本社とする企業グループにマネー・ローンダリング関与疑惑があるほか、経営者と反社会的勢力との関係を示唆する報道があり」、「コンプライアンスやマネー・ローンダリング対策等を適切に評価できているか不安が残る旨の意見も見受けられた。この点は、和歌山県においても引き続き十分に調査を実施することを強く要望する」とされています。

私は、2月議会の総務委員会の場で、サンシティの最高責任者が自身とサンシティグループは反社会的勢力の一員ではありませんとの声明を示して、こうした声明を出すということは、事業者の状況は本当はどうであるのかとただしました。IR推進室長は、「オーストラリアの件については、県としても把握している。今、事業者の適格性の審査、予備調査を進めている」と答えられました。

予備調査とは、県の募集要項で、優先権者を選定する段階においても、カジノ事業の免許の基準を踏まえ、適格性につき確認を行うことであり、カジノ事業の免許基準は、申請者がカジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ十分な社会的信用を有するものであること、あるいは、カジノ事業における犯罪による収益の移転防止が万全であることなど、法で規定されています。

事業者を選定する上で、適格性が損なわれているとなれば致命的なものと考えますが、この予備調査の途中で事業者が辞退となったとお聞きしています。サンシティの適格性については、どこまで予備調査をしておられました

か、その調査結果はありますか、理事にお尋ねをいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

【理事答弁】

サンシティの予備調査についてでございますが、オーストラリアのニューサウスウェールズ州政府が大手カジノ事業者であるクラウン社に対して行った新設カジノへのライセンス付与の適格性に関する調査の結果報告書に、サンシティの適格性について確認を要する事案が記載されたことから、予備調査として、サンシティへのヒアリングやニューサウスウェールズ州のカジノ規制当局への事実確認などを行ってまいりました。

しかしながら、この予備調査が完了する前に、サンシティから5月12日付で辞退届が提出されたことから、調査結果は取りまとめしておりません。

【奥村 規子 議員 質問】

取りまとめしていないという答弁でしたが、予備調査として、ニューサウスウェールズ州のカジノ規制当局への事実確認などを行ったということですが、それでどこまで明らかになっていたのでしょうか。また、この予備調査とサンシティの辞退との関連はどうか明らかにすべきと考えますが、いかがでしょうか。再度、御答弁をよろしくお願ひいたします。

【理事答弁】

まず、ニューサウスウェールズ州への事実確認ですけれども、これも途中で終わってしまっておりまして、結論は出ておりません。

そして、サンシティに関する辞退の理由ですけれども、サンシティからは、このコロナ禍で世界の経済情勢が非常に不透明であり、今後どうなっていくかよく分からないということと、日本のこのIRの制度自体がまだ不分明なところもあるといったようなことを理由にして辞退届が出されておりまして、その辞退届からは、オーストラリアの問題については触れられておりません。

【奥村 規子 議員 質問】

サンシティに係る審査講評について、選定委員会の審査講評において、審査項目であるマネーロンダリング対策についての評価の概要では、いずれの提案も選定基準はおおむね満たしていると評価できる、つまりサンシティも選定基準をクリアしたとされています。

一方、同じ審査講評の総評では、サンシティに関する疑惑報道を受けて、「マネー・ロンダリング対策等を適切に評価できているか不安が残る」との記載があり、選定基準を満たしていると評価した点と矛盾があると言えるのではないかと思います。

選定の在り方に問題があるのではないですか。ぜひこの点についてお答えください。

【理事答弁】

事業者の選定は、事業者選定委員会が行う提案審査書類の評価及び県が直接行う予備調査の結果を踏まえて行ったものです。

事業者選定委員会は、あくまで提案書類の内容を審査基準に基づき評価するものであり、その評価とは別に県が行う予備調査があるわけです。

議員御指摘の審査講評の総評は、選定委員会が、県の実施する予備調査において事業者の疑惑を十分に調査するよう求めたものであり、評価ではございません。よって、選定委員会が審査基準を満たしていると結論づけ

たことと矛盾はなく、選定の在り方に何ら問題はございません。

【奥村 規子 議員 質問】

再度、お尋ねいたしますが、選定委員会はいくまで提案書類の内容を審査基準に基づき評価するものであり、その評価とは別に県が行う予備調査があるという答弁だったと思います。

しかし、募集要項によりますと、予備調査は、参加資格審査書類提出後、提案審査終了までの期間とすると——先ほども申し上げましたが、そのように書かれています。予備調査というのは、企業の適格性を調べて確認するものですから、まずそれが確認されなければ提案審査は終了しない、これが当然ではないでしょうか。

しかし、今回は、4月30日に選定委員会として審査を終了し、結果を発表しています。そのときに並行して予備調査が行われていたというお話でした。この点が選定の仕方として問題なかったのか、もう一度御答弁いただきたいと思います。

【理事答弁】

先ほど答弁いたしましたように、IR事業者の選定については、選定委員会が行う提案審査書類の審査と県が直接行う予備調査というこの2本立てで出来上がっております。だから、双方が完結して終わるという形になっておりますので、特に矛盾はございません。

【奥村 規子 議員 質問】

選定委員会の評価の公表についてお尋ねいたします。

県が公表した選定委員会の評価の概要は簡略なものであり、評価の内容が十分には分かりません。先ほどのマネーロンダリング対策でもそうですが、どの項目も「いずれの提案も選定基準は満たしている」という評価になっています。懸念を指摘している項目もありますが、採点結果では、大項目で半分を超える採点となり、合計では6割を超える点数となっています。

県民には、概要でなく、提案書類と審査会の議事録など、詳細を公表すべきと考えますがいかがでしょうか、お答えください。

【理事答弁】

まず、審査講評については、事業者選定委員会が計3回の委員会の開催結果を踏まえて取りまとめ、県に提出されたものであり、概要資料ではございません。

その上で、事業者から提出された提案審査書類、委員会の詳細な議事録については、現時点で公表しますと事業計画内容の詳細が明らかになり、他のIR誘致自治体との競争上、不利となるおそれがあるため、現時点では公表はいたしません。

【奥村 規子 議員 質問】

クリアベストの適格性の調査とコンソーシアムの追加についてお尋ねいたします。

サンシティの適格性の調査について問題にしましたが、クリアベストについても適格性を判断しなければなりません。クリアベストへの予備調査の結果に問題はなかったのでしょうか、御答弁よろしくお願いします。

【理事答弁】

予備調査についてですが、県では、IR 事業者の役員予定者や株主が暴力団員等に該当しない者であるかどうかについての和歌山県公安委員会への照会、事業者へのヒアリング、公示情報の精査、無犯罪証明書の提出など、カジノ免許を取得する上での欠格事由などが存在しないことを確認するため、世界的な監査法人である EY 新日本有限責任監査法人とアドバイザー契約を結び、その協力を得ながら調査を進めてきたところです。その結果として、クリアベストについて問題はないと判断しております。

【奥村 規子 議員 質問】

再度、その問題ないと言われていることに対してお尋ねをしたいと思います。

海外の事業者に対して、マネーロンダリングへの関与や海外の反社会的勢力との関係などを含め、調査をされたのでしょうか。どういった調査をされて問題ないと判断されたのか、いま一度お尋ねをいたします。

【理事答弁】

海外でのカジノ事業を行っていて、何か不祥事等がございますと、まず規制当局がそれを指摘して、そういったことが公になってまいります。そういった公示情報をつぶさに見ていって、クリアベストに関しては、そのような情報というのが、我々が調べる範囲内でないということでございます。

【奥村 規子 議員 質問】

世界的にカジノは、マネーロンダリングに使われたり、反社会的勢力と関わるという問題が起こっています。だからこそ、カジノ事業者には高い廉潔性を課しているわけです。そこまで事業者の調査が果たしてできるのか、大変疑問に思います。

また、コンソーシアムの構成員についても適格性が問題となります。クリアベストは投資会社であり、コンソーシアムとしているのもクリアベストグループです。カジノ事業や国際会議場、展示場、ホテルなどの運営を行う企業がコンソーシアム構成員として提案審査書類提出の際に明らかにされ、その構成員についても適格性の審査を行わなければならないはずですが、その点、どの企業がカジノ事業を行うとされていたのでしょうか。それから、クリアベストニームベンチャーズ株式会社及びクリアベストグループインコーポレーテッドのコンソーシアムということですが、カジノ事業を行う企業についてはどこなのか、お答えいただきたいと思います。

【理事答弁】

県に提出されました提案書類では、カジノ運営事業者としては、クリアベストニームベンチャーズ株式会社及びクリアベストグループインコーポレーテッドのコンソーシアムとなっております。

【奥村 規子 議員 質問】

再度、お尋ねしますが、募集要項では、「提案審査書類の提出までの間、コンソーシアム構成員を追加することができるとする。提案審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は原則として認めない」とあります。

「和歌山 IR 事業者選定後の手続き」として出した文書の中で、「募集要項等では、下記のとおり記載しており、事業計画の変更、コンソーシアム構成員の追加が可能」としてありますが、これはどこに記載していますか。また、

「コンソーシアム構成員のみならず、協力企業や委託先などに対しても、必要に応じて徹底的な背面調査を実施」はどこに記載されているのでしょうか、その点、お答えいただきたいと思います。

【理事答弁】

県が優先権者候補発表時に示した「和歌山 IR 事業者選定後の手続き」の根拠ですが、募集要項の 37 ページに優先権者選定後の手続として、「コンソーシアム構成員又は SPC の株主の変更又は追加等については、基本協定及び実施協定に定める要件及び手続に従ってのみ行うことができる」と定めているところです。

また、徹底的な背面調査については、募集要項の 32 ページに記載された予備調査のみならず、IR 整備法や国の基本方針において厳格な規定がなされているところです。

【奥村 規子 議員 質問】

優先権者候補として選定された直後に、報道によると、クレアベストはコンソーシアム構成員の追加を発表しました。株式会社 AMSE リゾーツジャパンとグループ・パルトゥーシュが新たに中心的なメンバーとして参加すると発表しました。当然、県も把握されていると思いますが、県として認めたものですか、そのことをお尋ねいたします。

【理事答弁】

クレアベストが 6 月 7 日に発表したコンソーシアム構成員の追加につきましては、現時点において県が認めたものではございません。

今後、クレアベストから正式に申請があれば、事業実施体制の強化につながるものであるのか、また、適格性に問題はないかについて確認するなど、所要の手続を行った上で判断いたしてまいります。

【奥村 規子 議員 質問】

再度、お尋ねいたします。

県が認めたものではないということでした。しかし、県の文書を見ると、構成員が追加されることは想定されていたように思われます。そして、適格性に問題ないかについて確認する所要の手続を行った上で判断するという事です。それでいいのでしょうか。

本来は、提案書類提出の時点でコンソーシアム構成員、受託者まで明らかにし、それに対する予備調査、選定審査が行われるべきものではないでしょうか。選定審査後、追加するというようなことでは、今、出している提案書類の選定審査の結論を出していいのでしょうか。選定すべきではなかったのではないかと思います。その点について御答弁よろしくお願いします。

【理事答弁】

コンソーシアム構成員ですとか協力企業に関してですが、クレアベストは確かに 6 月 7 日に新たなメンバーというのを出しておるわけなんですけども、実は、提案審査書類の段階でも、将来のコンソーシアム候補である企業とか、事業を受託する企業の具体的な名称というのは明らかにはなっておるんです。

ただ、その企業名を公表することについて、それぞれの企業からまだ合意が得られていませんので、私たちは発表をしておりますが、選定委員会の審査の段階で、そういったコンソーシアムの将来の候補企業であるとか、受託事業であるとかというものの名称を見た上で、一定の中身を見て判断をしています。だから、6 月 7 日の発

表というのは、その提案審査書類とは別に新たに出てきているものだけということです。

ただ、提案審査書類に書かれているコンソーシアム候補であったり、受託事業者候補についても、これはあくまで候補なので、今後、実際にこれからSPCというIR事業者をつくっていくんですけど、そのつくっていく過程で、正式に入ってくるかどうかという申請があった時点で、改めて予備調査といったものを行うという、そういう流れになっております。

【奥村 規子 議員 質問】

資金調達についてお尋ねいたします。

「和歌山 IR 事業者選定後の手続き」の中に、3項目を優先権者に求めるとして、事業者提案書の内容の変更、コンソーシアム構成員の追加、資金調達の確実性を担保する融資確約書の提出を上げています。これらは選定委員会で意見をいただいたとしていますが、選定委員会の議事録なり、審査会の全体を示してもらう必要があると思います。

優先権者候補に選定されたクリアベストは投資会社であり、今回、クリアベストから提出された事業計画概要によれば、初期投資額 4700 億円と非常に大規模です。その資金の出どころがどこなのか、明らかにしてもらう必要があります。審査講評の附帯意見では、県が求める水準の資金調達の確実性を裏づける資料の提出には至らなかったと指摘されています。

今、コロナ禍の下、世界のカジノ事業は完全に行き詰まっており、日本に進出しようとしてきた大手カジノ事業者も撤退が相次いでいます。こうした中で、資金調達の確実性が担保されていない事業者を選定することには無理があるのではないのでしょうか、理事にお尋ねいたします。

【理事答弁】

資金調達の確実性についてでございますが、一般論として、資金調達の確実性を裏づける資料を、地方における事業者選定、言わば地方予選の段階において都道府県等に提出することは、非常に高いハードルであったと考えております。

審査講評の全体収支・資金調達の項目において、「いずれの提案とも、県の求めるコミットメントレター——いわゆる融資確約書——の提出はなかったものの、現時点でできる努力はみられた。ただし、資金調達の確実性については引き続き留意が必要である」と評価されております。つまり、融資確約書までは出ていないけども、一定、それに代わるものというものが出ているということでございます。そうはいうものの、コミットメントレターまでは出ておりませんので、こういう評価になっておるわけです。

こういった1項目の評価が低いからといって、直ちに失格となるものではございません。選定委員会において、この項目を含むその他多くの審査項目全てを評価した上で、評価点が全体として6割を超えていたことから、両者ともに審査基準を満たしていると報告されており、クリアベストの選定に何ら問題はございません。ただし、議員御指摘の資金調達の確実性を裏づける資料につきましては、今後、区域整備計画を作成し、事業実施体制の強化を図る中で融資確約書などの提出を求めてまいります。

【奥村 規子 議員 質問】

答弁の中で選定委員会の評価が挙げられましたが、同じ項目の評価概要では、「クリアベストは配当が『適切な水準』であるか、また、日本の会計基準に基づいた計画となっているかという点で懸念があった」とあります。分か

りにくい言葉ですが、これ以上の詳しいことは分かりません。どういう懸念なのか、資金調達計画全体の懸念なのか、この点について再度お尋ねいたします。

【理事答弁】

今、議員御指摘の部分なんですけども、資金調達全体の確実性の問題というよりは、その後どのようにして運営をしていくかというところの考え方について、和歌山県が求めるものについてはまだ足りないなど、もっと積極的にどんどん投資に回して欲しいというようなところについて、提案がやや不十分であるというようなところとか、会計基準についての考え方が、十分に日本の会計基準というものに沿ったものになっていないというふうな部分、こういった部分は修正が可能な部分でございまして、ただ、提案書上、そういったことを書いてあるのは事実ですので、そこを指摘されているということでございます。

【奥村 規子 議員 質問】

法定協議についてお尋ねいたします。

現在、和歌山市、公安委員会との協議中とのことですが、具体的な協議事項の内容について御説明をよろしくお願ひしたいと思います。

【理事答弁】

IR 整備法では、都道府県等は、実施方針に即して、民間事業者を公募の方法により選定をしようとするときには、立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならないとされているところです。

国からは、審査項目や配点基準のみならず、選定の理由、民間事業者の適切性について協議をしなければならないとの考えが示されており、事業者選定のプロセス、提案の概要、審査講評の内容について、和歌山市及び公安委員会への協議を実施しているところです。

【奥村 規子 議員 質問】

再度、お尋ねしますが、事業選定のプロセスや提案の概要、審査講評などについて協議するということでした。

和歌山市や公安委員会には、和歌山県に提出されている全ての資料を渡しているのでしょうか、協議は何回にわたって行われるのでしょうか、しっかりと議論することになっているのでしょうか、その点で再度、お答えいただきたいと思ひます。

【理事答弁】

先ほど申し上げましたように、国からの考え方に基づいて、提案の概要をお示ししております。ただ、和歌山市に関しては、提案書類をお渡ししております。（「協議は何回にわたって」と呼ぶ者あり）

大変失礼しました。

法定協議というものは、1 回行います。この事業者の選定に関する協議というのは 1 度です。

【奥村 規子 議員 質問】

知事にお尋ねいたします。

優先権者候補の選定決定についてお尋ねします。

県の選定委員会と適格性に対する予備調査についてお聞きしました。サンシティの予備調査がどうだったのか明らかにはされませんでした。地方自治体が、国外のカジノ事業者の疑惑についての調査がどこまでできるのか懸念するところです。

また、選定後にコンソーシアム構成員が追加される可能性があるという点についても、募集要項での規定とは違うということや適格性の確認という点から問題だと指摘しました。資金調達の確実性も担保されていません。

今回の優先権者候補の選定過程における決定には無理があると思います。改めて知事の見解をお聞かせください。

【知事答弁】

先ほどからの質問と答弁のやり取りを聞いていて、奥村議員が選定過程における決定のどこに無理があるとお考えなのか、私は全く分かりません。

ただ、国外のカジノ事業者の疑惑への調査をどこまでできるのかという点については、先ほど田嶋理事が答弁いたしましたとおり、世界的な監査法人である EY 新日本有限責任監査法人とアドバイザー契約を結んでおりまして、その協力を得ながらカジノ免許を取得する上での欠格事由等が存在しないことを確認しているわけでございます。追加されるかもしれないコンソーシアムの構成員の企業に対しても、当然きちんと調査をして、問題のある企業は入るのをやめてもらうということになるわけでございます。

また、資金調達の確実性の問題についても、一般論として、いわゆる融資確約書といった資料を、言わば地方予選の段階において都道府県等に提出することは非常に高いハードルであったことなど、先ほど田嶋理事から丁寧に説明をしたとおりでございまして、この時点で 100 点を取る必要はなくて、私は選定の過程に何ら問題はないと考えております。

これまでの答弁を聞いた上で無理があるという指摘でございますけれども、具体的にどの部分に問題があって、どこが間違っているのか、もしそう主張されるのであれば、理由とともにまず明確にしてもらいたいなあと私は思います。それをせずに、選定過程には問題があり、その決定には無理があると主張されるのはどうかなあというふうに考えるわけでございます。今までの質問と答弁を聞いて無理があると主張される人は、ひょっとしたら説明には常に耳を塞いでいるのではないかと世の中の人と思うのではないのでしょうか。

奥村議員におかれましては、仮に党中央という上位の機関がそう決定されたとしても、それに盲従するのではなく、和歌山県人であるならば、長期に衰退をしてきたこの和歌山県が、将来さらに一層衰退していかないように、雇用機会と所得増進機会をなくしてしまってよいのか、自分の目と耳で、よく考えてくださると幸いです。私は思います。